

上尾市道路愛称ネーミングライツ事業募集要項仕様書

1. 呼称標識板

- | | |
|------------------|---------------|
| ①小敷谷吉田通線 | 【市民愛称】はなみずき通り |
| ②西宮下中妻線/若宮中妻線 | 【市民愛称】並木通り |
| ③富士見ヶ丘中妻線/中妻井戸木線 | 【市民愛称】浅間通り |
| ④上尾池袋線 | 【市民愛称】泉が丘通り |

2. 標識板設置箇所数（1箇所につき表裏面あり）

- | | |
|------------------|-----|
| ①小敷谷吉田通線 | 8カ所 |
| ②西宮下中妻線/若宮中妻線 | 4カ所 |
| ③富士見ヶ丘中妻線/中妻井戸木線 | 4カ所 |
| ④上尾池袋線 | 4カ所 |

3. 掲示・施工方法

シールによるものとする（1箇所につき表裏面あり）

- (1) 5年以上の耐候性を有する屋外用製品
- (2) 年間を通して外気の温度に耐えうるもの
- (3) 印刷フィルムの剥離時の糊残りを少なくする機能があること

4. 標識板寸法

上辺 約1000mm又は900mm 下辺 約800mm 高さ 約200mm
(若干寸法が異なる標識板あり)

5. 呼称を付与する期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの期間 ※1路線につき
なお、契約期間終了以降の契約継続に関しては、優先的に交渉するものとする。

6. ネーミングライツ料等の納入

ネーミングライツ料等は、市が発行する納入通知書により納入するものとし、初年度分のネーミングライツ料の納入期限は令和9年3月31日、次年度以降は各年度の3月31日とする。

7. その他

呼称使用の制限等

ネーミングライツパートナーと同種の事業を行う民間事業者等が利用する際、当該民間事業者等が作成する案内等に呼称を使用しないことを認める場合がある。

(資料)
標識板



